

第3部 論考

第1章 EU

デジタルの権利と原則に関する欧州宣言

國學院大學
川村 尚子

I. はじめに

2022年11月14日、欧州委員会、欧州議会及び欧州理事会は、「デジタルの権利と原則に関する欧州宣言」について政治的合意に至った。同宣言は、同年1月に、欧州議会及び欧州理事会から要請を受けた欧州委員会によって提案されもので、EUの基本的価値と基本的権利にのっとり、人を中心に据えた、包括的で、安全かつ持続可能なデジタル化社会に向けたEUのコミットメントを提示するものである。

同宣言の策定に当たっては、幅広い関係者を集めたパブリックコンサルテーションが実施され、今後10年間におけるEUのデジタル世界において実現されるべきEUの価値とは何であるかが議論された。同宣言は、ここでの意見を反映したものとなっている。

同宣言は、法的拘束力を持つものではないが、今後、これに即したモニタリングが予定されている。すなわち、同宣言に照らして、後述のEUにおけるデジタル戦略で示された各項目の実施状況について、その透明性を確保するとともに、加盟国全体の傾向と実績を監視・評価し、そこで得られた知見を、同宣言に言及する分野における将来の政策指針に反映させていくことが予定されている。したがって、同原則は、デジタル化社会を形成していく上で、政府や政策立案者だけでなく、デジタル技術を開発する私企業も含めた全てのEU市民に向けた共通の評価基準（参照点）を提供するものである。

II. 「デジタルの権利と原則に関する欧州宣言」の背景—欧州におけるデジタル戦略

2010年代以降、とりわけスマートフォンの普及によりインターネットの利用者数が急増し、オンライン市場の規模も拡大していった。これを背景に、欧州委員会は、2015年に、2019年までのデジタル化に向けた政策目標を示した「デジタル単一市場戦略」を公表した。そこでは、オンライン世界とオフラインの世界の相違を取り除き、国境を越えるオンライン活動の障壁をなくすという「デジタル単一市場」の構築が目標とされた。具体的には、① 消費者保護の強化とEU域内のデジタル商品・サービスへのアクセスの向上、② デジタル経済における公平な競争の確保、③ デジタル経済の成長促進の三本柱から成る。以降、EUでは、同戦略に示された様々な施策に従い、個人情報保護、著作権保護、消費者保護、青少年保護など多岐にわたる個別の分野ごとの課題に対応する立法が相次いだ。

しかし、その後、こうした分野ごとの法整備が「デジタル単一市場」の形成を阻害しているとの懸念が示されるとともに、米国巨大 IT 企業に代表されるような少数の大手ハイテク企業が、他のプラットフォームやアプリが機能するためのエコシステムを提供することによりゲートキーパーの役割を果たすようになってきていることが問題視されるようになる。こうした背景の下、欧州委員会は、2020年に公表した政治戦略「欧州のデジタル未来の形成」では、今後のデジタル化社会に向けた欧州の目標として、①人のために動く技術、②公正で競争力のあるデジタル経済及び③開かれた民主主義と持続可能な社会を実現することを掲げた。具体的な施策の内容は、人工知能の問題、サイバーセキュリティ、データ戦略、競争法、金融、税の問題、デジタル教育、エネルギー問題など非常に多岐にわたるが、その中でも、消費者の権利の強化は引き続き施策の一つに挙げられたほか、特に注目すべきは、包括的で強力なプラットフォームの責任を定めるルールの必要性が説かれたことであろう。

さらに、欧州委員会は、2021年3月に「2030年デジタル・コンパス」を公表し、欧州議会、欧州理事会、欧州経済社会評議会及び欧州地域委員会に向けて、過去10年間のEUにおけるデジタル化の動きを加速させるために、産業・貿易・競争政策、技能・教育、研究・イノベーション政策、長期資金調達手段など利用できるあらゆる手段を用いて、上記2つの戦略で示された施策や提言を強化することを求めた。特に、同政策改革プログラムでは、欧州のデジタル技術の多くが他国技術に依存していることや民主主義への脅威などを含む、Covid-19により露呈したデジタル空間の脆弱性に対する反省を踏まえ、人間中心の持続可能なより繁栄したデジタル未来を掴み取るために、より一層市民と事業者をエンパワーし、デジタル主権を回復することの必要性が説かれた。

こうしたデジタル化を推進するために、上記戦略では、①デジタル人材の育成、②クラウドを含むネット・インフラ設備の整備、③民間企業のデジタル化、④公共サービスのデジタル化という4つの重点に沿って、2030年までに達成すべき具体的目標値を設定し、これをEU全域で評価・監視する効率的なガバナンス体制を通じて、デジタル化に向けた施策の達成度を測ることが予定されている。そして、この評価を行う際に、政策立案者、政府、私企業及び市民（個人）が依拠すべき参照基準を示すものが「デジタルの権利と原則に関する欧州宣言」である。

III. 「デジタルの権利と原則に関する欧州宣言」の具体的な内容

「デジタルの権利と原則に関する欧州宣言」は、今後10年で実現しようとしているEUデジタル世界において保証されるべき欧州の価値観と基本的権利を示すものである。具体的には、次の6つの章から構成される。

第1章：人とその権利を中心に据えたデジタル化

民主主義の強化、オフラインで認められているEUの価値及び個人の人權をオンラ

インでも実現すること、デジタル環境における官民全ての関係者の責任ある真摯な行動の促進と確保、国際関係における欧州宣言に示した価値実現の促進など

第2章：連帯と包摂の支援

人権を尊重した技術設計、デジタル化の恩恵を受ける全ての市場関係者の社会的責任、高速ネットワーク接続の確保、デジタル教育・訓練・技能の向上、オンラインによるデジタル公共サービスの保証など

第3章：オンラインにおける選択の自由の確保

人工知能は人の幸福度を高めることを究極目的とすべきこと、健康・安全・基本的人権に対するリスク無しにデジタル環境における選択の自由を確保すること、人間中心の倫理的な EU 法の価値に即した人工知能システムの開発・配備・利用、人工知能とアルゴリズムの適切な透明性の確保、利用者の基本的人権と消費者の権利が保障される公正なデジタル競争環境の確保、技術に対する信頼と消費者の自律的で情報に基づいた選択能力の強化など

第4章：デジタル公共空間への参加の促進

多言語なデジタル環境の実現、多様なコンテンツへのアクセスの保証、非差別的な方法による民主政治への参加の促進、デジタル環境における表現と情報の自由並びに集会と結社の自由の保障、オンラインプラットフォームの責任など

第5章：個人の安全、安心、エンパワーメントの向上

保護された、安全で安心なデジタル環境の確保（情報漏えいやサイバーセキュリティ対策の強化）、プライバシー及び個人による情報のコントロールの保証、デジタル環境における子どもと未成年者の保護とエンパワーメントなど

第6章：未来のデジタルの持続可能性の促進

循環型経済を促進するデジタル製品・サービス開発、エネルギー効率の良いデジタル製品・サービスの開発及び耐久性や修理可能性のあるデジタル製品・サービスの開発の促進など